

## 【概要】

対 象 者	次の項目のすべてに該当する方 ①令和7年4月に大学（薬学部）へ入学予定の方または在学中の方 ②大学卒業後、薬剤師として当法人への就職を希望する方 ※当法人での採用を約束するものではありません ③他の修学資金等の返還の債務がないこと（大学卒業後の就労先に制限がないものは除く）
募 集 人 数	若干名
貸 与 額	月額10万円以内
貸 与 期 間	修業年限まで（最大6年）
貸 与 方 法	4～6月分については6月に、それ以降は3箇月分をあわせて7月・10月・1月に指定口座へ振り込み
募 集 期 間	3月3日（月）～4月11日（金）
貸 与 決 定	書類審査および面接後の5月を予定
貸 与 の 休 止	休学し、又は停学の処分を受けたとき
貸 与 の 打 切 り	修学生が次の事項のいずれかに該当した場合 ・退学したとき ・学業成績が著しく不良となったと認められるとき ・心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき ・偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき ・死亡したとき ・その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
連 帯 保 証 人	独立の生計を営む成年者で修学資金返還の債務に必要な資力を有しているもの2名
返 還 事 由	・修学資金の貸与を打ち切られたとき ・大学を卒業した日から起算して1年以内に薬剤師免許を取得できなかったとき ・薬剤師免許を取得した後、直ちに薬剤師として法人に採用されなかったとき
返 還 方 法	・月賦による元利均等払い（全部又は一部を繰り上げ可）・年利5%を付して返還
猶 予 事 由	・返還債務の免除を受けようとするとき ・災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認めるとき
免 除 事 由	・薬剤師免許を取得した後、直ちに法人の薬剤師として勤務した場合、その在職期間が修学資金貸与期間に2分の3を乗じた期間（5年に満たないときは5年とする。）に達したとき ・在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき ・上記のほか、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができないと認めるとき

## 【申込】

申 込 方 法	修学資金貸与申請書に必要書類を添えて、当法人へ提出ください。申請書は、当法人又は日本海総合病院のホームページからダウンロードしてください。
提 出 書 類	①修学資金貸与申請書 ②大学の薬学を履修する課程に在学するものであることを証明する書類（在学証明等） ③大学における学業成績を証明する書類 （大学での修学年数が1年に満たない場合は卒業した高等学校における学業成績を証明する書類） ④戸籍謄本（申請日の2カ月以内に発行されたもの） ⑤家計収入に関する証明書（令和6年分） 市町村発行の課税（所得）証明書、直近の源泉徴収票の写し又は確定申告書の控えの写し等 ※申請者の父及び母の両方（母子・父子家庭の場合は一方で可）が必要 ※収入がない場合も提出が必要
申 込 先	〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院総務課職員係 宛

## 【貸与までの流れ】

申請書類提出	3月3日（月）～4月11日（金）
書類選考	4月30日（水） ※面接実施（web開催あり）
貸与決定	5月上旬
契約の締結	5月中旬 ※連帯保証人の印鑑証明及び収入に関する証明書类等提出が必要
口座へ送金	6月、7月、10月及び1月に送金

## 【Q&A】

Q1.	他の修学資金も借りる予定ですが、その場合でも申込みは可能でしょうか？
A1.	大学卒業後の就労先に制限がなければ可能です
Q2.	留年した場合は、貸与休止となりますか？
A2.	留年となった場合、修学生と面談させていただきます。面談の結果により在学している大学の正規の修業年限(最長6年)まで貸与することが可能です。ただし、学業成績が著しく不良であると認められた場合は、貸与契約の解除となりますのでご注意ください。
Q3.	貸与が打ち切りになった場合、引き続き在学中でも直ちに返還する必要がありますか？
A3.	修学生が貸与を辞退した場合は、貸与の打ち切りとなるので、直ちに返還しなければなりません。しかし、引き続き薬学部へ在学される場合、申請により卒業まで返還が猶予されます。
Q4.	現在大学6年生です。国家試験が不合格になりました。予備校に通い翌年の国家試験合格を目指す場合、返還債務の猶予は適用されますか？
A4.	大学卒業後、翌年の国家試験合格を目指す場合、1年間は返還債務の猶予が適用されます。ただし、1年を経過した場合は返還が必要となります。
Q5.	病院機構に就職すれば、貸与を受けた資金は返還しなくていいのでしょうか？
A5.	当病院機構に就職したからといって、すぐに返還が免除（債務の消滅）されるわけではありません。貸与ですので、返還するのが原則です。ただし、薬剤師として当病院機構に就職した場合、初めに修学生の申請を受けて、返還の猶予について審査します。猶予が決定されれば、その間は、返還期限は延長されます。しかし、猶予期間が終わると返還しなければなりません。そこで、次に免除の申請を行うこととなります。休職した期間などを除いて、当病院機構に勤務した期間が貸与を受けた期間×1.5年に相当する期間（5年未満の場合は5年とする）に達したときは、返還を全額免除します。



Q6.	病院機構に就職できなかったときは、直ちに返還しなければならないのですか？
A6.	当病院機構に就職できなかった場合、直ちに貸与金を返還していただきます。また、採用試験で合格しても大学卒業後1年以内に国家資格を取得できなかった場合、内定の取消しとなり修学資金返還の対象となります。
Q7.	返還方法は？
A7.	返還方法は、月賦による元利均等払いとなります。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することは可能です。万が一、返還すべき日まで返還できなかったときは、年10パーセントの遅延利息が付されます。
Q8.	修学資金を受けることが決定した場合、必ず病院機構へ就職できますか？
A8.	貸与の決定が、自動的に就職を約束するものではありません。当病院機構に就職するためには、他の方と同様に採用試験を受け、それに合格しなければなりません。
Q9.	アシスタント職員として採用された場合も返還は免除されますか？
A9.	「法人の薬剤師として勤務」とは正規職員（当機構就業規則第3条第1項に基づく）として勤務することをいいます。したがって、アシスタント職員として採用された場合は返還免除されません。
Q10.	家計収入に関する証明書について、配偶者と調停中等により書類提出が難しい場合の提出書類はありますか？
A10.	配偶者の書類を提出できない理由（任意様式）とそれを裏付ける公的書類の写しを添付してください。

.....

修学資金貸与制度の詳細については、下記担当までお問い合わせください。



〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地  
 日本海総合病院総務課職員係  
 tel：0234（26）2001  
 mail：syokuin@nihonkai-hos.jp

